

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年12月9日

秋田市長 穂積 志

### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・1号	保戸野街区公園
秋田都市計画公園	2・2・2号	金砂神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・3号	中島街区公園
秋田都市計画公園	2・2・8号	旭北街区公園
秋田都市計画公園	2・2・9号	保戸野境第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・10号	山王田街区公園
秋田都市計画公園	2・2・11号	西法寺街区公園
秋田都市計画公園	2・2・19号	檜山宮田運動公園
秋田都市計画公園	2・2・20号	檜山寺小路街区公園
秋田都市計画公園	2・2・22号	四十間堀川反街区公園
秋田都市計画公園	2・2・23号	感恩講街区公園
秋田都市計画公園	2・2・24号	旭南街区公園
秋田都市計画公園	2・2・25号	川口新町街区公園
秋田都市計画公園	2・2・26号	追廻街区公園
秋田都市計画公園	2・2・27号	加賀谷街区公園
秋田都市計画公園	2・2・28号	檜山末無町街区公園

秋田都市計画公園	2・2・29号	愛宕下街区公園
秋田都市計画公園	2・2・30号	百石橋街区公園
秋田都市計画公園	2・2・31号	金照寺山ノ下街区公園
秋田都市計画公園	2・2・34号	柳原新田第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・39号	柳原新田第5街区公園
秋田都市計画公園	2・2・40号	牛島第4街区公園
秋田都市計画公園	2・2・55号	川尻総社前街区公園
秋田都市計画公園	2・2・64号	八橋戌川原街区公園
秋田都市計画公園	2・2・65号	下八橋街区公園
秋田都市計画公園	3・3・13号	油田近隣公園

## 2 位置および区域

秋田市千秋中島町、南通宮田、保戸野金砂町、保戸野八丁、大町二丁目、大町三丁目、大町六丁目、旭北栄町、旭北錦町、檜山共和町、檜山金照町、檜山登町、檜山本町、檜山愛宕下、檜山字寺小路、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目、川元むつみ町、茨島二丁目、茨島六丁目、八橋本町六丁目、八橋大沼町、八橋イサノ一丁目および八橋南一丁目地内

## 3 縦覧期間

令和6年12月9日から同月23日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

## 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課